

指定物件の概要

おおあかたしんじやはいでん
大縣神社拝殿

つけたり むなふだ
附¹ 棟札 二枚

<概要>

種別 有形文化財(建造物)
名称 大縣神社拝殿
員数 拝殿(一棟) 附 棟札(二枚)
時代 明和5年(1768)
附指定 拝殿棟札(二枚) 明和5年(1768)
所在地 愛知県犬山市字宮山3番地
所有者 宗教法人 大縣神社(代表役員 日比野 健)
概要

大縣神社は犬山市域の南部、本宮山の西麓に位置する。古来より、尾張二宮として尊崇される。永正元年(1504)に火災に遭い、神宝や旧記が焼失したが、すぐに本殿などの再建が行われたとされる。さらに万治2年(1659)に再び被災し、寛文元年(1661)には尾張藩二代藩主・徳川光友により再興がなされた。本殿は寛文元年の再建、祭文殿や東西回廊も寛文元年頃に再建され、これらは国の重要文化財となっている。

拝殿は、棟札によって明和4年(1767)に鉦始²、同5年(1768)に上棟されたことがわかる。同じく棟札により、願主頭取は羽黒新田住の大塚忠左衛門と小嶋甚蔵、神主は重松主税尾張宿祢秀豊、作事頭取は在藤左五八と元松平大夫で、工匠は熱田御修理大工の長尾作左衛門・代吉と同所葺師棟梁の森伊三良・弥右衛門であったことがわかる。

拝殿は桁行五間(10.84m)、梁間三間(8.54m)の切妻造で、檜皮葺の屋根となっており、本殿・祭文殿の前に南を正面として建つ。若干の改造はあるものの建立時の姿をよく残している。

大縣神社は尾張の主要な神社である熱田神宮(名古屋市)、真清田神社(一宮市)、尾張大国霊神社(稲沢市)、津島神社(津島市)と共に「尾張造」³と呼ばれる特徴的な社殿の配置形式を有する神社で、拝殿は尾張造の拝殿の特徴と社殿構成を示す遺構として貴重である。

これらのことから、大縣神社拝殿は、尾張地方に残る近世の神社建築として歴史的にも学術的にも高い価値を有するものである。

その他 本件の指定により、犬山市指定文化財の件数は計38件となる。

犬山市指定文化財の新指定は、平成21年5月の「小牧・長久手合戦図」以来で、建造物を市指定有形文化財に指定するのは本件が初めて。

¹ 附指定：文化財指定の際に、文化財本体に関連する物品や資料等を指定文化財と一体をなすものとして指定すること。

² 鉦始：大工が新たな建築にとりかかったはじめの日に行なう儀式のこと。

³ 尾張造：一般に蕃塀(ばんぺい)、拝殿、祭文殿、渡殿(わたどの)、本殿を南北中軸線に縦一列に配置する、尾張地方固有の社殿の配置形式のこと。